

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市庁舎整備基本方針（案）
意見募集の趣旨	<p>桐生市庁舎は、昭和 40 年の本館及び議事堂、昭和 57 年の新館建設以来、それぞれ 53 年と 36 年が経過しており、耐震診断結果では大規模地震が発生した場合、倒壊又は崩壊の危険性が高いとされています。また、熊本地震の教訓からも、庁舎は市民を守るための防災拠点としての重要性が強く再認識されておりますが、現庁舎は大規模地震発生の際には、防災拠点としての機能が果たせない状況にあり、加えて老朽化などの課題を抱えています。</p> <p>これらのことを踏まえ、現庁舎の耐震性能や老朽化などの課題を解決するため、今後の庁舎整備のあり方についての基本的な考えを取りまとめた「桐生市庁舎整備基本方針」の策定に取り組んでおります。</p> <p>つきましては、市民の皆様の御意見を反映した方針とするため、広く市民の皆様の御意見を募集いたします。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none">1 市内に住所を有する個人2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体3 市内の事務所又は事業所に勤務する人4 市内の学校に在学する人5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	平成 31 年 1 月 22 日（火）～2 月 20 日（水）
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません）。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 直接提出・・・桐生市役所 3 階総務課へ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所総務課あて送付してください。(3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。(4) 電子メール・・・somu@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p>
参考資料	桐生市庁舎整備基本方針（案）
担当	総務部 総務課 庶務担当 電話 0277-46-1111（内線 533）
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の

	<p>個人情報公表しません。</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。
--	---